**令和５年度　商店街等モデル創出普及事業＜モデル創出事業＞**

**実施商店街応募要領**

**１．事業概要**

地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な商店街において、新しい生活様式（ニューノーマル）に沿った「ICT活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル（※１）」に関する取組みを促進し、商店街活性化のモデルを創出することを目的とする。

※１　バイローカルとは、地域の店で買い物をすることが地域商業の持続的な活性化の支えとなり、暮らしやすいまちづくりにつながるという考えのこと。地域の素敵な商いを消費者が知り、継続して利用することで、「よき商い」が根づき育ち、結果的に消費者の生活の質を高め、地域の活性化につなげるというもの。例えば、お店を掲載したイラスト入りの紹介マップを制作し、各店で置き合ってもらい、住民とお店が出会うイベントを開催するなど。

**２．支援対象商店街等（応募資格）**

組織的に感染症対策（国や大阪府が定める感染症防止の対策を実施）を行いながら自主的な需要喚起に取り組むとともに、新しい生活様式（ニューノーマル）に沿った「ICT活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル」に取り組む意欲が高い商店街等組織（※２）

（令和3年度または４年度に本事業に選定された商店街等組織は除く。）

※２　商店街等とは、商店街その他の商業の集積等のこと。

商店街等組織とは、以下のとおり。

・　商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織。

・　商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

**３．モデル創出数、支援予算額及び条件**

（１）モデル創出数：７件程度

（２）支援予算額：１モデルあたり１１０万円以内（税込み）※委託料等上限額

（３）条件：商店街の自主的な需要喚起の取組みにICT活用及びバイローカルの視点を加味する場合

（４）取組み例：「ICT活用」や「バイローカル」の取組み例は左下表のとおり

（５）事業の流れ：本事業に関する事業の流れは右下図のとおり

実施

調整等

成果公表

連動

自主的な

需要喚起の

取組み

本事業に

よる取組み

委託等

本事業

事務局

商店街

|  |  |
| --- | --- |
| ＜ICT活用例＞・　タイムリーにキャンペーン情報を常連へ発信する商店街アプリの導入・　商店街QRカードによるポイント付与、抽選会の実施・　テイクアウト・デリバリーの情報を発信するWebサイトの構築・　アプリ等によるデジタルスタンプラリーでの周遊・観光客や地域の外国人受け入れのためのICT活用（多言語対応等）　等 | ＜バイローカルの取組み例＞・　地域の魅力的な店舗・クリエイターを商店街に誘致・　魅力的な店舗や地域資源など地域の魅力を伝えるガイドブックの制作等マイクロツーリズムの機運醸成・　地域団体や近隣大学等と連携したコミュニティの一翼を担う取組み　等・地域住民がライターとなり、商店街を取材しSNSやブログで魅力を継続的に発信する取り組み　　等 |

※本事業は、大阪府から本事業を受託した事務局（以下「事務局」という）と選定された商店街との間で契約を締結し、商店街において事業を実施いただく形式です。

（補助金ではありませんので、事業実施においては、契約相手である事務局及び大阪府との調整・承諾を得て行っていただき、必要な指示に従っていただくこととなりますのでご留意ください。）

（６）選定後の条件

　　対象商店街として選定された場合、以下の条件を満たすこと。

①　選定された後、契約締結前に、事務局と実施内容の詳細を調整し承諾を得ること。

②　商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。

③　商店街のホームページやイベントチラシ等に本事業のＰＲを掲載するなど、広報に協⼒すること。

④　事業実施において、事務局の伴走支援を受け入れ、実施状況について事務局に随時報告し承諾を得ること。

　　　事業内容が変更となる場合は事務局に事前に報告し承諾を得ること。

⑤　事務局からの効果検証、アンケート調査、成果普及の取組みなどに協力すること。

⑥　新型コロナウイルス感染症等感染症の感染状況に応じ国や大阪府が定める感染症拡大防止対策を実施すること。

**４．応募書類等**

（１）応募書類：商店街等モデル創出普及事業（モデル創出事業）申請書（別添様式）

（２）提出期限：令和５年５月８日（月）必着

（３）提出方法：応募書類を郵送により提出

（４）提出先：下記７記載の事務局

（５）応募上の留意事項

①　応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。

②　提出された応募書類一式は返却しません。

③　申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

④　応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

⑤　事業実施商店街決定後、事務局と商店街とで契約締結に向け実施内容の詳細について協議します。

事務局との協議が成立しないときは、委託契約を締結しないことがあります。

また、協議に当たり、内容・金額について変更が生じる場合があります。

⑥　本事業の実施にかかる経費については、令和４年度「がんばろう！商店街事業」募集要領「６．支援対象経費」を原則準用しますのでご参照ください。

⑦　事務局から商店街等組織への支払いは事業終了後です。ただし、事情があり事業実施前に概算払いを希望される場合は、申請書にその旨を記載ください。実施商店街決定後に個別に協議します。

**５．審査**

申請書の内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果を基に事務局が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類にもとづいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがあります。

なお、別事業で募集中の「令和５年度　商店街店舗魅力向上支援事業＜観光コンテンツ化型＞」と重複しての申請は受け付けられません。

【審査内容】

　・自主的な需要喚起の取り組み状況について

　・「ICT活用」及び「バイローカル」の取組みの申請内容について（効果、実効性、継続性等）

選考結果については、５月中に以下サイトに掲載するとともに、申請者あてに通知します。

「みんなで守ろう。おおさか　商店街行動宣言」

　https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/minmamo/index.html/

**６．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和５年　 | 4月７日（金） | 応募要領公表 |
|  | ５月８日（月） | 応募申請提出締切（必着） |
|  | 5月中下旬 | 実施商店街決定 |
|  |  | 本事業事務局と商店街とで実施内容を調整・ブラッシュアップ |
|  | 6月上旬以降 | 本事業事務局と商店街とで契約締結及び事業開始 |
| 令和５年 | 12月末頃 | 事業終了・精算商店街から取組み成果を発表 |

**７．問い合わせ・書類提出先**

大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局（10:00～17：00　土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者　(株)産經アドス内「大阪府商店街等モデル創出普及事業事務局」

住所　〒556-0017 　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビル

メールアドレス　irai@mamorou-osaka-shotengai.com

電話番号　06-6636-1036 FAX番号 06-6636-1489